

福知山公立大学大学院学則（案）

第1章 総則

（目的）

第1条 福知山公立大学大学院（以下「本大学院」という。）は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめて、文化の進展に寄与することを目的とする。

（自己点検・評価等）

第2条 本大学院は、その教育研究水準の向上を図り、前条の目的及び社会的使命を達成するため、本大学院における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

第2章 組織

（課程）

第3条 本大学院の課程は、修士課程とする。

2 修士課程は、広い視野に立つて精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又はこれに加えて高度の専門性が求められる職業を担うための卓越した能力を培うことを目的とする。

（研究科、専攻及び学生定員）

第4条 本大学院に地域情報学研究科を置く。

2 地域情報学研究科に地域情報学専攻修士課程を置く。

3 前項の専攻における入学定員、収容定員は別表第1のとおりとする。

（研究科、専攻の目的）

第5条 地域情報学研究科は、地域にねざした実践活動の深化による、地域に還元される持続可能な情報技術に基づくプロジェクトの遂行および地域社会に貢献する情報学の深化と研究開発を2本の柱として、学術の理論とその地域社会への応用を教授して研究を積み重ねることで高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識と卓越した能力を備えた人材を育成し、地域社会の発展と地域社会の文化の進展に寄与することを目的とする。また、地域情報学専攻は、地域に還元される持続可能な情報技術に基づくプロジェクトの遂行および地域社会に貢献する情報学の深化と研究開発を行うことで、高度の専門性を有する深い学識と卓越した能力を具備する人材を育成することを目的とする。

（職員）

第6条 本大学院の教授、准教授、講師、助教、事務職員、その他の職員（以下「職員」という。）は、福知山公立大学（以下「本学」という。）の職員の中からこれを充てる。

2 本大学院には、研究科長及び専攻長を置く。

3 本大学院には、特別任用教員、客員教授、非常勤講師を置くことができる。特別任用教員、客員教授、非常勤講師については別に定める。

（名誉教授）

第7条 本大学院に多年勤続し、教育上、学術上功績のあった者に名誉教授の称号を授与することができる。

2 名誉教授の称号の授与に関し必要な事項は、別に定める。

（研究科委員会）

第8条 本大学院に、研究科委員会を置く。

2 研究科委員会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

（1）学生の入学、卒業及び課程の修了

（2）学位の授与

（3）教育課程の編成に関する事項

（4）前3号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、研究科委員会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの

3 研究科委員会の組織及び運営については、別に定める。

（事務組織）

第9条 本大学院に関する事務の執行は、関連する事務組織がこれにあたる。

第3章 修業年限及び在学年限

（修業年限）

第10条 修士課程の標準修業年限は、2年とする。

（在学年限）

第11条 学生は、4年を超えて在学することができない。

第4章 学年、学期及び休業日

（学年）

第12条 学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

（学期）

第13条 学年を前学期、後学期の2学期に分け、各学期の期間は次のとおりとする。

（1）前学期 4月1日から9月30日まで

（2）後学期 10月1日から翌年3月31日まで

2 前項の規定にかかわらず、学長は、必要と認める場合には、前学期及び後学期の期間を変更することができる。

(休業日)

第 14 条 休業日は、次の各号に掲げるところによる。ただし、学長が特に必要があると認めるときは、これを取り止め、臨時に休業日を設け、又は休業日においても授業を行うことができる。

(1) 日曜日及び土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日

(3) 開学記念日（4 月 1 日）

(4) 春期休業

(5) 夏期休業

(6) 冬期休業

2 前項第 4 号から第 6 号に掲げる休業日については、毎年度、学長が定める。

第 5 章 教育課程

(教育課程の編成方針)

第 15 条 本大学院は、教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設するとともに、研究指導の計画を策定し、体系的に教育課程を編成するものとする。

2 教育課程の編成に当たっては、専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力を修得させるとともに、当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養を涵養するよう適切に配慮するものとする。

(授業及び研究指導)

第 16 条 本大学院の教育は、授業科目の授業及び研究指導によって行うものとする。

(単位の計算方法)

第 17 条 各授業科目の単位数は、1 単位の授業科目を 45 時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業科目の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。

(1) 講義及び演習については、15 時間から 30 時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって 1 単位とすること。

(2) 実験、実習及び実技については、30 時間から 45 時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって 1 単位とすること。

2 前項の規定にかかわらず、学外実習科目については、これらの学修内容等を考慮して単位数を定めることができる。

3 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち 2 以上の方法の併用により行う場合の単位の計算方法は、前項の規定に基づき併用するそれぞれについて単位相当数を計算したものを、合算したものとする。

(授業科目、履修方法及び成績評価基準等の明示)

第 18 条 本大学院の授業科目及び研究指導の内容並びに履修方法は、本大学院において

定めるものとする。

2 前項で定めた事項は、1年間の授業及び研究指導の計画を含めて学生にあらかじめ明示するものとする。

3 学修の成果及び学位論文に係る評価並びに修了の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対しその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準に従って適切に行うものとする。

(研究内容等の改善のための組織的な研修等)

第19条 本大学院は、授業及び研究指導の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

第6章 課程の修了及び学位の授与

(課程の修了要件)

第20条 修士課程の修了の要件は、2年以上在学し、第18条に記載する本大学院が定める履修方法に則って30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文又はプロジェクト実践報告書の審査及び試験に合格することとする。

2 第27条の規定により入学を許可された学生の課程の修了は、在学すべき年限以上在学し、当該課程の定める修了要件を満たすこととする。

(学位の授与)

第21条 本大学院の課程を修了した者には、修士の学位を授与し、別表第2の区分に従い、学位記に専攻分野を付記する。

(学位論文の審査等)

第22条 学位論文の審査及び最終試験は、研究科委員会で行う。

第7章 入学、退学、休学、再入学、編入学及び転学等

(入学の時期)

第23条 入学の時期は、毎年度学年始めとする。ただし、研究科において必要があるときは、学年の途中においても、学期の区分に従い、学生を入学させることができる。

(入学資格)

第24条 修士課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 大学を卒業した者(学校教育法第102条)

(2) 学校教育法第104条第7項の規定により、学士の学位を授与された者

(3) 外国において、学校教育における16年(医学、歯学、薬学又は獣医学を履修する博士課程への入学については18年)の課程を修了した者

(4) 外国の学校が行う通信教育を我が国において履修することにより当該国の16年の

課程を修了した者

- (5) 我が国において、外国の大学相当として指定した外国の学校の課程を修了した者
 - (6) 指定された専修学校の専門課程を修了した者
 - (7) 防衛大学校、海上保安大学校、気象大学校など、各省大学校を修了した者
 - (8) 本大学院において個別の入学資格審査により認められた22歳以上の者
- (入学の出願)

第25条 本大学院への入学を志願する者は、入学願書に所定の検定料及び別に定める書類を添えて研究科に願い出なければならない。

(入学者の選考)

第26条 入学を志願した者については、研究科の定めるところにより選考を行う。

(入学手続き及び入学許可)

第27条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、別に定める期日までに所定の書類を提出するとともに所定の入学料を納付しなければならない。

2 学長は、前項の規定により入学手続きを完了した者に入学を許可する。

(退学)

第28条 退学をしようとする者は、学長の許可を受けなければならない。

(除籍)

第29条 次の各号のいずれかに該当する者は、学長が除籍することができる。

- (1) 授業料の納付を怠り、督促してもなお納付しない者
- (2) 第11条に定める在学期間を超えた者
- (3) 第31条第2項に定める休学期間を超えてなお修学できない者
- (4) 死亡した者又は長期間にわたり行方不明の者
- (5) 入学手続きを終えて就学意思のない者

(休学)

第30条 疾病その他やむを得ない理由により2か月以上修学することのできない者は、医師の診断書又は詳細な理由書を添えて学長に休学願を提出し、その許可を得て休学することができる。

(休学期間)

第31条 休学期間は、1年以内とする。ただし、特別の理由がある場合は、1年を限度として休学期間の延長を認めることができる。

2 休学期間は、通算して2年を超えることができない。

3 休学した期間は、第27条及び第33条の規定により入学を許可された者の在学期間に算入しない。

(休学者の復学)

第32条 休学期間中にその事由が消滅したときは、学長の許可を得て復学することができる。

(再入学)

第33条 本大学院を退学した者が退学後再入学を志願するときは、選考の上、入学を許可することがある。

(転学)

第34条 学生が他の大学院に転学しようとするときは、事情によりこれを許可する。

第8章 科目等履修生、聴講生、研究生

(科目等履修生)

第35条 学長は、本大学院の学生以外の者で、本大学院が開設する一又は複数の授業科目を履修することを志願する者がいるときは、本大学院の教育研究に妨げのない場合に限り、研究科委員会の議を経て、科目等履修生として入学を許可することがある。

2 科目等履修生に関する事項は、別に定める。

(聴講生)

第36条 学長は、本大学院の学生以外の者で、本大学院が開設する一又は複数の授業科目を履修することを志願する者がいるときは、本大学院の教育研究に妨げのない場合に限り、研究科委員会の議を経て、聴講生として入学を許可することがある。

2 科目等履修生に関する事項は、別に定める。

(研究生)

第37条 学長は、本大学院の専攻分野に関する特定の事項について研究することを志望する者がいるときは、本大学院の教育研究に妨げのない場合に限り、選考の上、研究科委員会の議を経て、研究生として入学を許可することがある。

2 研究生に関する事項は、別に定める。

第9章 検定料、入学料及び授業料等

(入学検定料、入学料及び授業料等)

第38条 入学検定料、入学料、授業料等は、別表第3のとおりとする。

第10章 賞罰

(表彰)

第39条 学長は、学生として顕著な功績のあった者を、表彰することができる。

(懲戒)

第40条 学生で本大学院の規則に違反し、又は学生としての本分に反する行為をした者は、学長が懲戒する。

2 懲戒は、訓告、停学及び退学とする。

第11章 研究施設及び厚生施設

(研究施設等)

第 41 条 学生は、福知山公立大学学則（以下「本学学則」という。）第 6 条に規定する附属機関を教育及び研究施設として利用することができる。

(厚生保健施設)

第 42 条 学生は、本学の福利厚生、保健医療のための厚生保健施設を利用することができる。

第 12 章 その他

(諸規程の準用)

第 43 条 この学則に定めるほか、本学学則及びその他の諸規程を準用する。

(委任)

第 44 条 この学則の施行に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この学則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1

研究科	専攻	入学定員	収容定員
地域情報学研究科	地域情報学専攻	20	40
合計		20	40

別表第 2

研究科	専攻	学位
地域情報学研究科	地域情報学専攻	修士（情報学） 修士（学術）

別表第 3

研究科、専攻	内訳	金額
地域情報学研究科、地域情報学専攻	入学検定料	30,000 円
	入学金	282,000 円

授業料	(年額) 535,800 円
実践・実習教育費等	(年額) 40,000 円

福知山公立大学大学院研究科委員会規程（案）

（趣旨）

第1条 この規程は、福知山公立大学大学院学則第8条第3項の規定に基づき、研究科委員会に関し、必要な事項を定める。

（組織及び構成）

第2条 研究科委員会は、研究科ごとに設置する。

2 前項の研究科委員会は、次の各号に掲げる当該研究科の研究指導教員及び研究指導補助教員をもって組織する。

- （1）教授
- （2）准教授
- （3）講師
- （4）助教
- （5）その他学長が必要と認める教員

（審議事項）

第3条 研究科委員会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

- （1）学生の入学及び課程の修了
 - （2）学位の授与
 - （3）教育課程の編成に関する事項
 - （4）前3号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、学長が研究科委員会の意見を聴くことが必要であると認めるもの
- 2 研究科委員会は、前項に規定するもののほか、学長及び研究科長その他の研究科委員会が置かれる組織の長（この項において「学長等」という。）がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べるができる。

（主宰）

第4条 研究科長は、研究科委員会を主宰し、その議長となる。

2 研究科長に事故あるときは、研究科長があらかじめ指名した者がその職務を代理する。

（定例会等）

第5条 研究科委員会は、原則として、月に1回定例に開催するものとする。ただし、必要ある場合は、臨時に開催することができる。

2 研究科委員会構成員の3分の1以上の要求がある場合は、研究科委員会を臨時に開かなければならない。

(通知)

第6条 研究科委員会の議事事項は、事前に構成員に通知するものとする。ただし、特別な場合は、この限りでない。

(議決)

第7条 研究科委員会は、構成員の過半数の出席をもって成立し、出席者の過半数をもって決する。

2 可否同数のときは、議長がこれを決する。

(構成員以外の出席)

第8条 研究科委員会が必要と認めたときは、構成員以外の教職員の意見を聴くことができる。

(委任)

第9条 この規程に定めるもののほか、研究科委員会の運営に関し、必要な事項は研究科委員会が定める。

(議事録)

第10条 研究科委員会は、議事について議事録を作成する。

(事務)

第11条 研究科委員会の事務は、事務局学務・学生支援グループにおいて行う。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。